

鳥取県公報

令和元年8月23日(金) 第9129号

毎週火・金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定の取消し (190) (障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	調達公	\ 生	指定介護予防サービス事業者の指定(198)(")・・・・・・・・・・・・5 一般競争入札の実施(教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・・5
\Diamond	刚建 2	ХĦ	一般競争入札の実施(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

示

鳥取県告示第190号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項及び第33条第4項の規定によ る厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の認定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	取消年月日
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	令和元年8月2日

鳥取県告示第191号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先	
腎臓内科	じん臓機能障害	眞野 勉	米子市車尾四丁目17-1	
			独立行政法人国立病院機構	
			米子医療センター	
II.	n	高田 知朗	米子市西町36-1	
"			鳥取大学医学部附属病院	
II.	IJ	福田 佐登子	n	
リハビリテーション科	肢体不自由	大谷 侑資	米子市錦海町三丁目4-5	
	音声・言語機能障害		社会福祉法人こうほうえん	
	そしゃく機能障害		錦海リハビリテーション病院	

鳥取県告示第192号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省 令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条 第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	令和元年9月27日(金)	午前11時から午後3 西伯郡大山町御来屋263-1	
		時まで	大山町名和公民館
"	令和元年10月1日(火)	午後1時から午後3 西伯郡大山町下甲1120	
,,,		時まで	大山町中山農村環境改善センター
"	令和元年10月4日(金)	"	西伯郡大山町末長269-1
,,,		"	大山町大山公民館
西伯郡日吉津	令和元年10月8日(火)	"	西伯郡日吉津村大字日吉津936
村		,,	日吉津村立農業者トレーニングセンター
西伯郡伯耆町	令和元年10月18日(金)	午前11時から午後3	西伯郡伯耆町吉長37-3
		時まで	伯耆町農村環境改善センター

	IJ	令和元年10月24日(木)	午後1時から午後3	西伯郡伯耆町長山292
	"		時まで	溝口武道館
	西伯郡南部町	令和元年10月29日(火)	,,	西伯郡南部町天萬558
				南部町役場天萬庁舎
Ī		令和元年11月1日(金)		西伯郡南部町法勝寺167-2
))		"	プラザ西伯

鳥取県告示第193号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ダイレックス境港店 境港市上道町字岬2177-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

4 変更年月日

令和元年5月1日

- 5 届出年月日
 - 令和元年8月8日
- 6 縦覧に供する書類

届出書

- 7 縦覧に供する期間
 - 令和元年8月23日から4月間
- 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部水産商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第194号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ダイレックス東福原店 米子市東福原六丁目778-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年8月8日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年8月23日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第195号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

屋敷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号 を結んだ直線に囲まれた区域

地 標 柱

鳥取市福部町栗谷字上岡崎498 1号

鳥取市福部町栗谷字屋敷之上494 2号及び3号

鳥取市福部町栗谷字屋敷之上463-1 4号 鳥取市福部町栗谷字和田458-2 5 号 鳥取市福部町栗谷字和田27-1地先道路敷 6 号 鳥取市福部町栗谷字屋敷 6-1 地先道路敷 7号

鳥取県告示第196号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和元年8月23日

鳥取県八頭県土整備事務所長 的 場 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成30年11月8日 鳥取県指令第201800209719号

令和元年7月9日 鳥取県指令第201900095834号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡八頭町郡家字西向田

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町659

日興土地観光有限会社 代表取締役 墨土 功一

鳥取県告示第197号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の名	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
名	称	所在地	11年十月日	リーころの種類
株式会社メディカ	こころね訪問介護ステ	米子市米原一丁目1	令和元年8月14日	訪問介護
ル・ケア米子	ーション錦町	- 1		
JJ	こころね訪問看護ステ	,,	"	訪問看護
"	ーション錦町	"	"	

鳥取県告示第198号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月23日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の名	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
名	称	所在地	16/C+71 H	/ こと、マンイ宝力会
株式会社メディカ	こころね訪問看護ステ	米子市米原一丁目1	令和元年8月14日	介護予防訪問看護
ル・ケア米子	ーション錦町	-1		

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年1月1日から令和5年8月31日まで

(4) 納入期限

令和元年12月27日(金)

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金 額)とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入 札書に記載する金額には税率10パーセントを適用するものとする。ただし、消費税法(昭和63年法律108号) 等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則と して法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登 録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条 第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年8月30日(金)正午までに 4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提 出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和元年8月23日(金)から同年10月3日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付 出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和元年8月23日(金)から同年10月3日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和元年8月23日以降に取得する場合を含む。)、納入期 限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフ ターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続等に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で令和元年8月23日(金)から同年9月13日(金)までの日(日曜日及び土曜 日を除く。)の午前9時から午後4時50分までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年10月3日(木)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日(水)午後4 時50分までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
 - (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。
 - (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年9月13日(金) 正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければ ならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金 の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set
- (2) September 13, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 3,2019 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(October 2,2019 4:50 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi, Tottori 682-0941 Japan

TEL: 0858-28-1341

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第6条の規定に 基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月23日

鳥取県知事 平 #: 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

交通規制等管理システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 交通規制等管理システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 履行期間
 - ア 借入物品及び購入物品の納入期限

令和元年12月23日(月)

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和2年1月1日(水)から令和6年12月31日(火)まで(60月間)

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(60月)で月割りした1月当たりの 単価(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)に、課税事業者にあっては消費税 及び地方消費税を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、 併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、 処分その他の費用を含む。) 及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10パーセントに引き上げられることを見込ん だ金額とすること。ただし、消費税法(昭和63年法律108号)等の法令改正により消費税及び地方消費税の税 率又は引上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

(1) 単独企業に関する要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停 止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者で あること。
- ウ 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録 されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分 に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録 に関する申請書類を令和元年9月4日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入 札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡する こと。

- エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又 は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱 (平成29年10月5日付第201700167239号) 第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する要件
 - ア 各構成員が(1)のア、イ、エ及びオの要件を全て満たしていること。
 - イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。
 - (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
 - (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構 成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年9月4日(水)正午まで に4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請 書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資比率
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

- (コ) 解散後のかし担保責任
- (サ) その他必要な事項
- キ 各構成員が鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で令和元年8月23日(金)から同月29日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和元年10月2日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日(火)午後5 時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする 物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に令和元年9 月10日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならな
 - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の 100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取 県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第 113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調

達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金 額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の 提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その 者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる ときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最 低価格をもって入札したものを落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力す

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Traffic restriction management system, 1 set
- (2) September 10, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 2, 2019 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders October 1, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 -271 Higashi-machi ,Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110